

平成27年度環境物品等の調達実績の概要

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、平成27年度の環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所ホームページ等にて公表するとともに、環境大臣に通知する。

I. 平成27年度の経緯

平成27年度について、以下のとおり環境物品等の調達を図るための方針（調達方針）の策定等を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

（調達方針を策定・ホームページにて公表）

II. 特定調達品目の調達状況

・物品

1) 目標達成状況等

調達方針において調達総量に対する基準を満足する物品の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を目標としていたところであるが、一部の品目については、基本方針の判断の基準（以下、「判断の基準」という。）を満足するものを調達することができなかった。

その結果、目標達成率の平均は85.22%となった。

2) 判断の基準を満足しない物品について

判断の基準を満足する物品が調達できなかった理由は、機能・性能上の必要から判断の基準を満足しない製品を入手せざるを得なかった、もしくは調達を要する物品の仕様に対応する製品が製造されていない等のため入手できなかったことによる。

III. 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

コピー機等のトナーカートリッジを再生品調達とする等、特定調達物品等以外の環境物品の調達にあたっては、環境への負荷の少ない物品等の調達に努めた。

IV. その他の環境物品等の調達の推進に関する事項の報告

その他の環境物品等の調達にあたっては、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めた。

V. 平成27年度調達実績に関する評価

平成27年度の調達について、一部の品目が機能・性能上の必要性等の理由により、調達方針に定めた目標を達成することができなかった。

平成28年度以降の調達においては、環境負荷の低減を図るというグリーン購入法の趣旨を徹底し、環境物品等の調達の推進に努めていくこととする。